

## 北秋田市広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、北秋田市の資産を広告媒体として活用し、新たな財源を確保するとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を目的とする広告事業に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において広告媒体とは、次に掲げる市有資産のうち、広告掲載等が可能なものをいう。

- (1) 市の広報紙及び印刷物
- (2) 市の管理する公式ウェブサイト
- (3) 市の公有財産
- (4) その他、広告媒体として活用できる資産

### (広告の掲載基準)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序もしくは善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載等の適否を判断するための基準は、市長が別に定める。

### (広告の規格等)

第4条 広告の規格及び広告掲載位置、広告掲載料、広告の募集方法等は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

### (広告掲載の決定)

第5条 市長は、広告の掲載の申込みを受けたときは、必要事項を審査し、当該広告の掲載の可否を決定し、通知しなければならない。

### (権利譲渡に対する承認の取消し)

第6条 前条の規定により、広告の掲載を承認された者がその権利を他に譲渡した場合は、承認を取り消すものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告料金の納付)

第7条 広告の掲載を承認された者は、広告掲載料を指定日までに納付しなければならない。

(広告料金の還付)

第8条 既に納付された広告料金は還付しない。ただし、市の事情により広告を掲出できなかったとき、また、広告効果を著しく低下させたときは、その一部または全部を還付することができる。還付の額は別に定める。

(広告掲載の取り消し)

第9条 市長は、次の各号に該当すると認めるときは掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主の事業停止等の理由により広告の内容が閲覧者に不利益となると認められるとき、または効果がないと認められるとき。
- (2) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主が別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (5) 広告の掲載を承認された者が、指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (6) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(掲載内容の変更と取消)

第10条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に申し出なければならない。

- (1) 広告の掲示を取消するとき
- (2) 申込書の記載内容に変更があったとき

(審査機関)

第11条 広告掲載等の適否について審査するため、北秋田市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

- 2 委員会の委員長には副市長を、委員には総務部長、財務部長、総務課長、総合政策課長、財政課長をもって充てる。
- 3 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体および審査の内容に関連する部課長等を臨時の委員として加えることができる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第12条 委員会の会議は、広告掲載等に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めるときに、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年11月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年2月20日から施行する。